

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和50年3月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	上山市	職員数（H22. 4. 1現在）	4
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	103（H21年度）	財政力指数	0.499（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	90.1（H21年度）	実質公債費比率（％）	14.8（H22年度）
		将来負担比率（％）	180.8（H21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	上山市長 横戸 長兵衛
既存計画との関係	上山市公共下水道事業経営計画（平成22～31年度）
公表の方法等	上山市ホームページ、議会への説明
基本方針	これまでも可能な限りの維持及び事務管理費や建設費の縮減や料金改正等による増収対策を行ってきたが、引き続き可能な限りの経費縮減及び増収に努めていく。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	170,111.6			170,111.6
	補償金免除額	23,522.4			23,522.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		52,824.4		52,824.4

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業	170,111.6			170,111.6
合 計 (A)		170,111.6			170,111.6
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		170,111.6			170,111.6

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業		52,824.4		52,824.4
合 計 (A)			52,824.4		52,824.4
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			52,824.4		52,824.4

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>○平成24年度から資本費平準化債の借入ができなくなり、繰入金額が増加する見込みとなっているが、基準内繰入金になる見込みとなっている。</p> <p>○下水道事業として整備している雨水管を「都市下水路」として公共下水道事業着手前から整備し、昭和60年度に「都市下水路」を「雨水幹線」に切り替えていることから、公共下水道の資本費に占める雨水の割合は整備の割には低くなっている。</p>
経営課題	<p>課題 ① 合理的な処理場施設の管理 既に約30年経過している処理場は電気、機械設備の一部は更新しているものの、更新では多額の費用を要するために大半の電気、機械設備は従来そのままになっているため、状況把握に努め、部分的な修繕で対応するものと計画的な更新を使い分け、合理的かつ施設延命化を図る必要がある。また、指定管理者制度の導入により、更なる維持管理費の削減を図る。</p> <p>課題 ② 有収水量の確保 下水道管を整備しても、各戸から水洗化として排水設備を設置してもらえなければ下水道使用料金として整備費用を回収できないことになるため、整備家庭及び事業所に対し、水洗化を促進する必要がある。また、今後とも経営状況等を見定めながら料金の適正化を図る。</p> <p>課題 ③ 合理的な汚水処理施設を選択 地区毎の汚水処理計画を定めた生活排水処理基本計画は、地区内であっても離れた人家は整備対象計画としない経済比較等に基づき、引き続き同計画を適正に推進する必要がある。</p> <p>課題 ④ 管路施設の更新及び老朽管対策 事業に着手してから30年経過しており、この間に整備基準も変わってきていることから、既設管の損傷程度の把握を行い、耐震化、更新順位、更新方法を精査した整備計画が必要である。</p> <p>課題 ⑤ 農集排との併合について 集合処理として農集排も5箇所整備しているが、公共下水道整備区域と隣接している処理区もあり、今後、農集排によって整備した施設も老朽化していくことから、農集排を公共下水道へ併合することも視野に入れて事業計画を見直していく必要がある。</p> <p>課題 ⑥ 人件費の削減等による更なる経営健全化の促進 可能な限りの人件費の削減や情報公開、行政評価の導入等により、更なる経営健全化を図っていく必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

フォローアップ用計画

（単位：百万円，％）

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	計画値	決算	計画値	決算	計画値	決算	計画値	決算	計画値	決算
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	511.9	537.3	565.6	541.8	567.0	673.1	598.2	697.7	613.2	649.0	617.5	718.2	665.5	749.3	675.6
	(1) 営 業 収 益 (B)	511.8	509.4	547.7	530.7	542.9	557.5	550.8	566.8	552.5	552.0	565.1	556.7	563.1	569.9	589.7
	ア 料 金 収 入	448.4	499.3	500.5	480.5	483.7	506.2	490.8	508.0	483.2	483.7	493.3	483.7	486.9	483.7	499.4
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ウ そ の 他	63.4	10.1	47.2	50.2	59.2	51.3	60.0	58.8	69.3	68.3	71.8	73.0	76.2	86.2	90.3
	(2) 営 業 外 収 益	0.1	27.9	17.9	11.1	24.1	115.6	47.4	130.9	60.7	97.0	52.4	161.5	102.4	179.4	85.9
	ア 他 会 計 繰 入 金	0.0	19.4	17.6	10.8	23.1	115.0	46.9	130.3	60.7	96.5	52.4	161.0	102.4	178.9	85.7
	イ そ の 他	0.1	8.5	0.3	0.3	1.0	0.6	0.5	0.6	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.2
	2 総 費 用 (D)	517.8	408.6	412.5	379.0	364.0	389.7	379.8	395.8	349.5	373.8	375.7	371.9	351.9	366.9	350.7
	(1) 営 業 費 用	279.7	190.2	202.6	212.4	199.7	216.0	220.2	216.0	191.9	219.1	223.9	217.8	214.4	218.1	222.0
	ア 職 員 給 与 費	10.5	7.7	20.8	31.1	18.4	27.4	23.6	27.4	7.1	27.4	8.8	27.4	8.6	27.4	11.9
	うち 退 職 手 当	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	イ そ の 他	269.2	182.5	181.8	181.3	181.3	188.6	196.6	188.6	184.8	191.7	215.1	190.4	205.8	190.7	210.1
	(2) 営 業 外 費 用	238.1	218.4	209.9	166.6	164.3	173.7	159.6	179.8	157.6	154.7	151.8	154.1	137.5	148.8	128.7
	ア 支 払 利 息	15.1	19.4	22.2	23.5	30.2	25.6	33.5	25.5	34.2	31.2	33.8	30.4	33.0	29.5	32.7
うち 一 時 借 入 金 利 息	0.3	0.5	0.6	1.9	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.1	0.8	0.4	0.8	0.4	
イ そ の 他	11.9	2.7	5.0	5.7	8.6	0.0	5.7	0.0	9.6	8.0	10.5	8.0	10.1	8.0	6.2	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-5.9	128.7	153.1	162.8	203.0	283.4	218.4	301.9	263.7	275.2	241.8	346.3	313.6	382.4	324.9	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,258.5	837.4	1,258.7	1,186.8	612.7	831.2	520.2	519.2	413.3	598.6	516.3	428.6	410.8	428.6	759.0
	(1) 地 方 債	617.0	586.2	1,104.5	1,050.6	458.3	698.7	332.4	365.6	277.1	420.5	362.7	250.5	244.1	250.5	357.2
	資本 費 平 準 化 債	235.2	235.1	234.6	249.3	218.5	128.8	140.4	6.5	54.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
	(2) 他 会 計 補 助 金	197.3	23.5	0.0	0.0	0.4	0.0	32.3	47.6	21.1	0.6	65.8	0.6	24.4	0.6	49.0
	(3) 他 会 計 借 入 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	367.2	219.3	147.7	128.0	146.0	126.5	133.0	100.0	106.1	170.0	79.5	170.0	124.0	170.0	326.5
	(6) 工 事 負 担 金	77.0	8.4	6.5	8.2	8.0	6.0	22.5	6.0	9.0	7.5	8.3	7.5	13.3	7.5	10.9
	(7) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	15.4
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,258.5	972.7	1,410.1	1,347.9	819.3	771.1	731.9	630.9	683.1	873.8	754.1	774.9	723.0	811.0	1,081.9
	(1) 建 設 改 良 費	787.8	517.3	407.6	700.8	357.2	369.0	326.6	300.0	306.4	401.0	287.5	401.0	388.2	401.0	713.2
	うち 職 員 給 与 費	16.9	20.8	7.6	8.6	11.9	7.6	10.2	7.6	14.8	7.3	9.7	7.3	14.2	7.3	12.2
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	470.7	455.4	1,002.5	647.1	462.1	402.1	405.3	330.9	376.7	472.8	466.6	373.9	334.8	410.0	368.7
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(5) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0.0	-135.3	-151.4	-161.1	-206.6	60.1	-211.7	-111.7	-269.8	-275.2	-237.8	-346.3	-312.2	-382.4	-322.9	

フォローアップ用計画

(単位:百万円, %)

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		-5.9	-6.6	1.7	1.7	-3.6	343.5	6.7	190.2	-6.1	33.0	4.0	0.0	1.4	0.0	2.0
積 立 金 (K)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		16.8	10.9	4.3	6.0	7.7	32.4	4.1	37.3	10.8	-5.2	4.7	27.8	8.7	27.8	10.5
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		10.9	4.3	6.0	7.7	4.1	37.3	10.8	36.8	4.7	27.8	4.9	27.8	10.1	27.8	12.5
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	10.9	4.2	6.0	7.7	4.1	37.3	10.7	36.8	4.7	27.8	4.9	27.8	10.1	27.8	12.5
	赤 字 (Q)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		51.8	62.2	40.0	52.8	68.6	85.0	76.2	96.0	84.4	76.7	73.3	96.3	96.9	96.4	93.9
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		511.8	509.4	547.7	530.7	542.9	557.5	550.8	566.8	552.5	552.0	565.1	556.7	563.1	569.9	589.7
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)		501.1	511.8	509.4	547.7	530.7	542.9	542.9	557.5	550.8	549.3	552.5	552.0	565.1	566.7	563.1
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
企 業 債 現 在 高 (X)		5,844.6	5,975.4	6,077.4	6,480.9	6,477.1	6,520.0	6,404.2	6,424.0	6,304.6	6,330.0	6,200.7	6,206.6	6,110.0	6,047.1	6,098.5

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		63.4	29.5	64.8	61.0	82.3	115.0	106.9	130.0	129.9	164.7	124.2	234.0	178.6	265.1	176.0
うち基準内繰入金		63.4	29.5	64.8	61.0	82.3	115.0	106.9	130.0	129.9	164.7	124.2	234.0	178.6	265.1	176.0
うち基準外繰入金																
資 本 的 収 支 分		197.2	23.5	0.0	0.0	0.4	0.0	32.3	48.0	21.1	0.6	65.8	0.6	24.4	0.6	49.0
うち基準内繰入金		10.1	23.5			0.4		18.3	11.0	19.4	0.6	44.9	0.6	21.1	0.6	23.0
うち基準外繰入金		187.1						14.0	37.0	1.7		20.9		3.3		26.0
合 計		260.6	53.0	64.8	61.0	82.7	115.0	139.2	178.0	151.0	165.3	190.0	234.6	203.0	265.7	225.0

(3) 経営指標等

フォローアップ用計画

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)		平成23年度 (計画2年度)		平成24年度 (計画第3年度)		平成25年度 (計画第4年度)		平成26年度 (計画第5年度)		
						(計画値)	(決算)	(計画値)	(決算)	(計画値)	(決算)	(計画値)	(決算)	(計画値)	(決算)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	53.9	64.5	65.0	67.4	96.2	99.1	96.9	98.4	91.3	100.3	98.1	100.9	100.0	101.4	106.8	
資本費 (円又は%)	135.6	130.1	120.4	99.8	103.4	125.6	112.0	109.8	114.5	78.1	39.0	154.8	133.4	160.8	165.8	
総収支比率(法適用) (%)																
経常収支比率(法適用) (%)																
営業収支比率(法適用) (%)																
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	51.8	62.2	40.0	52.8	68.6	85.0	76.2	96.0	84.4	76.7	73.3	96.3	96.9	96.4	93.9	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	24.3%	55.7%	100.0%	100.0%	99.5%	100.0%	76.8%	73.0%	86.0%	99.6%	65.4%	99.7%	88.0%	99.8%	78.2%
	うち基準内繰入金 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	うち基準外繰入金 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	資本的収入分 (%)	75.7%	44.3%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	23.2%	27.0%	14.0%	0.4%	34.6%	0.3%	12.0%	0.2%	21.8%
	うち基準内繰入金 (%)	5.1%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	56.7%	22.9%	91.9%	100.0%	68.2%	100.0%	86.5%	100.0%	46.9%
うち基準外繰入金 (%)	94.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	43.3%	77.1%	8.1%	0.0%	31.8%	0.0%	13.5%	0.0%	53.1%	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/m³)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年度に下水道使用料金の見直しを行い、平成18年1月検針から新料金体系による下水道使用料金(12.9%増加)を適用し、緩やかに水洗化人口が増加し、これに伴い下水道使用料金も増加していくものと思われたが、景気悪化による節水意識向上などもあって、ほぼ横ばいの状態になっていくと見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	平成24年度から資本費平準化債の借入ができなくなり、繰入金額が増加する見込みとなっているが、大部分が基準内繰入金になる見込みとなっている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資及び資産売却等による収入は、今のところ特に見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成16年度から平成23年度まで資本費平準化債、平成18年度以降特別措置分の起債を枠内で借り入れることを前提としている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

フォローアップ用計画

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		下記事項の実施により、人件費の総額を削減する。
○ 定員管理	⑥	集中改革プランで、市全体として行財政改革実施計画に基づき職員数の削減に取り組み、市全体では平成17年度当初の395人を基準に、5か年で58人削減(▲14.6%)する計画であり、平成22年4月に計画を達成した。計画、管渠工事、処理場管理、排水設備、これらに付随する事務、使用料徴収、受益者負担金管理等を最小限の人員で行っている。
○ 給与のあり方		下記事項の実施により、給与総額を削減する。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月 58歳昇給停止 ・平成17年4月 55歳昇給停止 ・国家公務員の給与構造改革に合わせ、平成18年度に給料表の改正、昇給制度の改正を行った。 ・給料の削減 平成14年度から実施し、平成18年度から21年度までは全職員について一律給料の6%カットを行った。 ・平成17年4月 用地交渉手当、塩素取扱手当廃止 ・地域手当は国における指定基準に同じ(支給なし)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表が市独自であり、県内でも高水準にある給与体系の見直しに向けた取組方針について、平成20年4月に公表した。 ・平成22年4月に給与体系の見直しを行った(給料表を平均6%削減)
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合である山形県市町村職員共済組合の条例により手当が支給されている。 ・支給率は国に準じており、見直しの予定はない。 ・退職時特別昇給については、平成19年度にその幅を縮小して実施し、平成20年度に廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合である山形県市町村職員共済組合の規定により負担金を支払っている。 ・平成18年4月 互助会事業の見直しが行われ、負担金率が引き下げられた(2.98/1000⇒2.33/1000)。 ・上山市職員厚生会については、現在公費負担はない状況にある。 ・健保組合は組織していない。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①②④	処理場の運転管理については、昭和56年度の供用開始当初から民間委託を実施し、昭和60年度に下水道課廃止、平成14年度からは処理場の管理要員(市職員)を引き上げ、人件費の圧縮を実施している。さらに、平成23年度からは指定管理者制度に移行し、低コストな運転管理方法等、指定管理者と協議しながら効率化を推進する。また、人口減少による下水道使用料収入の減額を穴埋めできる水洗化人口を新たな整備によって確保する。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①⑥	処理場について、平成23年度から5年間の指定管理者制度を導入しており、今後も計画的な修繕等の対応を含め、更なる維持管理費等の削減に努める。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	平成18年1月検針から、料金引き上げ(改正率12.9%)による新下水道料金体系に移行した。これによって20m ³ /月での下水道料金の県内12市での水準は9位から5位まで上がったが、今後とも、経営状況を見定めながら適正化を図っていく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	⑥	市報で予算、決算、人事など行政運営や財務状況等の情報を開示している。
○ 行政評価の導入	⑥	全庁的な取組として、『上山市業務マネジメントシステム』を整備し、平成20年度より実施している。
4 その他	③⑤	集合処理整備手法とした集落であっても、全戸を対象とすることにこだわることなく合理性を優先し、さらに、将来的には6箇所の農業集落排水事業によって整備した処理場の老朽化等の要因で見直す場合には、公共下水道への切替も視野に入れるものとする。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

フォローアップ用計画

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	処理場の指定管理者制度を導入によるメリットを最大限生かし、更なる維持管理費等の縮減と有収水量の確保に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	使用料は、平成18年1月検針から料金引き上げ(改正率12.9%)による新下水道料金体系に移行した。これにより20m ³ /月での下水道料金の水準は県内12市での9位から5位まで上がり、また年間5千6百万円の料金増加となったが、今後とも、経営状況を見定めながら適正化を図っていく。 平成23年度、処理場に指定管理者制度を導入し、年間1,000千円、以後4年間で計4,000千円の経費削減を見込んでいる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計繰入金額が増加する見込みとなっているため、大部分が基準内繰入金になる見込みとなっている。
4 その他	計画的な修繕によって、設備の更新に要する建設費を削減することによる効果を改善額として見込むものとする。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				483,703	483,703	490,734	483,703	483,245		483,703	493,330	483,703	486,881	483,703	499,430			
		改善効果額					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		①有収水量の増加					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		②使用料の適正化					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		③収納率の向上					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
	経営の効率化	その他④()					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		改善効果額					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		管理運営費					607,578	635,379	644,710	681,671	681,671		659,372	672,182	728,356	686,576	758,967	666,503		
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					607,578	635,379	644,710	681,671	681,671		659,372	672,182	728,356	686,576	758,967	666,503		
		改善効果額					0	0	0	1,000	5,726		1,000	6,691	1,000	2,183	1,000	6,538	4,000	21,138
		⑤職員給与費の適正化					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		維持管理費(上記以外)の適正化 (処理場の指定管理者制度の導入)					0	0	1,000	5,726			1,000	6,691	1,000	2,183	1,000	6,538	4,000	21,138
		その他⑥(計画的修繕による更新費用削減)					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		改善効果額					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
													74,497	78,933	0	0	0	0	74,497	78,933

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は

百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行06列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…………… (32表01行44列)÷(有収水量)

改善効果額計

- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A																78,497	100,071
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B																	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C																	
A + B + C																78,497	100,071
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)																23,522	23,522

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

民間委託の取組状況

その他に記入された項目に関する取組等